

第453回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 5 3 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年9月28日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時30分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	利根川孝一
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	新井計男

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	野 口 和 則	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 巳	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	島 村 茂 勝	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一
農地利用最適化推進委員	程 島 延 幸		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫	主 任	酒 井 亮
副事務局長	内 田 和 則		
主 幹	神 立 寛 司		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	榎 本 亮 太		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年9月28日第453回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 渋 谷 武

.....

委 員 川 目 是 英

.....

委 員 時 田 重 雄

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 8 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 5 件、9 筆、2, 289. 39 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 10 件、37 筆、5, 415. 05 m²である。農地改良届については、合計 2 件、2 筆、1, 304 m²である。農地法第 5 条の規定による許可指令書取消願については、合計 1 件、1 筆、227 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 12 件、118 筆、99, 613. 38 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、27 筆、18, 207 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 14 件、65 筆、39, 700 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定
による決定について

「本議案の整理番号5番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号5番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号5番は、3筆、4, 116㎡で、5年の賃借権設定の申出である。借受人は、現在74歳で、農業従事日数は、年間200日、家族と共に約355アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約1.2kmである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号5番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号5番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号 1 番から 4 番、6 番から 3 4 番について事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 3 3 件、総筆数 1 1 2 筆、総面積 1 1 0 , 1 6 8 . 6 2 m²について申請があった。

議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 4 番、6 番から 3 4 番については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 4 番、6 番から 3 4 番については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 1 号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 2 号議案は、件数 3 件、筆数 3 筆、面積 1 , 6 1 1 m²についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 3 番については、許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。9月17日に申請地を確認し、9月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、農業従事日数は300日、約180アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は十分対応できる設備を所有している。申請地は水稻を行っており、適切に管理されている。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数13件、筆数19筆、面積5,557.31㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から13番については、それぞ

れ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から13番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第4号

令和4年度川越市における農地利用最適化の推進に係る施策等に関する意見書について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「本件については、令和4年度の予算編成及び農業施策の推進に当たり更なる支援の拡充について求めるため、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見するものである。意見書については、本総会での決定後、10月19日に川越市長へ提出する予定である。意見書前文については、別冊1ページにまとめたとおりである。」との説明を行った。

議長は、意見書前文について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「1 優良農地の保全等の推進のための支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「1 優良農地の保全等の推進のための支援として、(1) 農業基盤の整備の推進について、(2) 多面的機能支払交付金の活用について、(3) 農地の保全・管理対策について、(4) 遊休農地の発生防止・解消についての4項目にまとめた。」との説明を行った。

議長は、「1 優良農地の保全等の推進のための支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「2 営農環境の維持・向上の推進のための支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「2 営農環境の維持・向上の推進のための支援として、(1) 農道及び農業用水路の整備について、(2) 農業用水の水質保全について、(3) 農業用井戸について、(4) 有害鳥獣対策について、(5) 河川環境の整備についての5項目にまとめた。なお、(5) 河川環境の整備に関しては、具体的な意見があったため、項目を新設している。」との説明を行った。

議長は、「2 営農環境の維持・向上の推進のための支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善支援として、(1) 新規就農等への支援について、(2) 農業用機械や農業用施設の整備に対する助成について、(3) 女性農業者の支援及び育成について、(4) 農業者を対象とする各種研修会について、(5) スマート農業の推進についての5項目にまとめた。なお、(3) 女性農業者の支援及び育成に関しては、具体的な意見があったため、項目を新設している。」との説明を行った。

議長は、「3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「4 その他農業振興のための支援」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「4 その他農業振興のための支援として、(1) 川越産農産物の普及について、(2) 学校での農業体験及び給食での川越産農産物の使用について、(3) 農業イベント等の充実について、(4) 川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消(商)」についての4項目にまとめた。」との説明を行った。

議長は、「4 その他農業振興のための支援」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「5 その他」についての説明を事務局に求めた。

事務局は「5 その他として、(1) 農業委員会及び事務局に対する予算確保及び体制整備について、(2) 災害対策

について、(3) 不法投棄の防止について、(4) 農地における野焼きについて、(5) 新型コロナウイルス感染症への対応についての5項目にまとめた。」との説明を行った。

議長は、「5 その他」について委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため議案第4号について原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第453回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3年10月 5日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 渋 谷 武

委 員 川 目 是 英

委 員 時 田 重 雄
